商工課からのお知らせ

南砺市中小企業・小規模事業者振興基本条例の施行に伴い、助成支援制度を新設・拡充しました

助成金名	概要	助成内容
小規模事業者後継者支援事業補助金 【新】	小規模事業者の経営を受け継ぎ、既存事業の継承又は新たな事業を展開する後継者に対し、改装費等の一部を補助します。	改装費、設備又は備品購入費用、名義変更費用及び販売促進費用の 1/2、上限 300 万円 ※業種：小売業、宿泊業、生活関連サービス業及び飲食業
空き店舗対策支援事業補助金 【拡充】	商店街等の空き店舗を購入または借り受けて開業する場合、改装費や借上費の一部を補助します。	【改装事業】改装費の 1/2、上限 200 万円から 300 万円に！ 【借上事業】家賃の 1/2、上限 25 千円、最長 3 年まで 【販売促進事業】広告料などの 1/2、上限 40 万円 【店舗誘致事業】誘致した店舗につき、10 万円
起業家育成支援事業補助金 【拡充】	市内で新規に事業を起こそうとする起業家に対し、事業所等の開設などに必要な経費の一部を補助します。	【開設事業】改装費の 1/2、上限 200 万円から 300 万円に！ 【借上事業】家賃の 1/2、上限 25 千円、最長 3 年まで 【販売促進事業】広告料などの 1/2、上限 40 万円
ビジネスマッチング等販路拡大支援事業補助金 【拡充】	新規事業の創出、販路拡大等のための出展催事への参加費用の一部を補助します。	【補助率】 対象経費の 1/2 から 2/3 に！ 【補助限度額】 10 万円 交通費も対象になりました！
中小企業スキルアップ支援事業補助金 【新】	業務に必要な技術、技能または知識の取得を目的とした研修等の経費の一部を補助します。	【補助率】 対象経費の 1/2 【補助限度額】・1 受講者当たり 1 万円 ・同一事業所あたり、同一年度内 5 万円
ワンストップ経営相談窓口（経営相談員等派遣費用） 【新】	経営相談窓口を一元化した経営相談会を、各商工会支部を回り開催します。	委託事業
中小企業専門家派遣支援事業補助金（旧　南砺市元気企業等支援事業補助金） 【名称変更・拡充】	経営指導や助言のための専門家派遣事業の利用者負担金の一部を補助します。	【補助率】対象経費の 1/4 から 1/2 に！ 【補助限度額】・利用者負担金 1 回当たり 1 万円 ・年度内派遣回数 5 回
伝統的工芸品後継者育成支援事業補助金 【新】	後継者の確保及び育成を図り、「井波彫刻」「五箇山和紙」産業の技術の伝承に資することを目的として、新規雇用者を雇用した事業主に対し、奨励金を交付します。	雇用者1人につき上限 5 万円/月、最長 36 ヶ月まで
中小企業融資制度 【拡充】	必要な事業資金を指定金融機関と協調融資を行うとともに、保証料の助成を行います。	■短期事業資金の創設 融資限度額 600 万円、融資期間 6 カ月 ■中小商工業資金・近代化設備資金 信用保証料助成率 1/2 が 2/3 に！
小規模事業者経営改善資金融資「マル経」利子補給 【拡充】	㈱日本政策金融公庫から「マル経」融資を受けた事業所を対象に、利子補給します。	【利子補給割合】 1/2 から 2/3 に！ 【利子補給期間】 初回返済から 24 カ月分
中小企業退職金共済制度加入促進補助金 【拡充】	退職金共済制度に新規加入した事業主に対し、納付した掛金の一部を補助します。	【補助限度額】 新規加入契約月から12カ月分 【補助金額】 被共済者1人当たりの納付月数×400 円/月が 1,000 円/月に！

お問い合わせ先　南砺市商工課　TEL　23-2018

南砺市中小企業・小規模事業者振興基本条例により助成制度が拡充・新設されました

基本的施策

・経済団体等と連携した融資制度への支援

支援事業

【新】中小商工業短期事業資金融資

（融資限度額 600 万円、融資期間 6 ヶ月）

【拡充】小規模事業者経営改善資金融資「マル経」利子補給

（利子補給 1/2 → 2/3）

【拡充】中小商工業振興資金・近代化設備資金融資

（保証料助成 1/2 → 2/3）

基本的施策

・経営安定の促進及び経営革新への支援

支援事業

【新】ワンストップ経営相談窓口

（経営相談員等派遣費用）

【名称変更・拡充】中小企業専門家派遣支援事業補助金（補助対象経費 1/4 → 1/2）

基本的施策

・各産業及び伝統工芸等の技術伝承等の環境整備への支援

支援事業

【新】伝統的工芸品後継者育成支援事業補助金

（雇用者に上限 5 万円/月、3 年間）

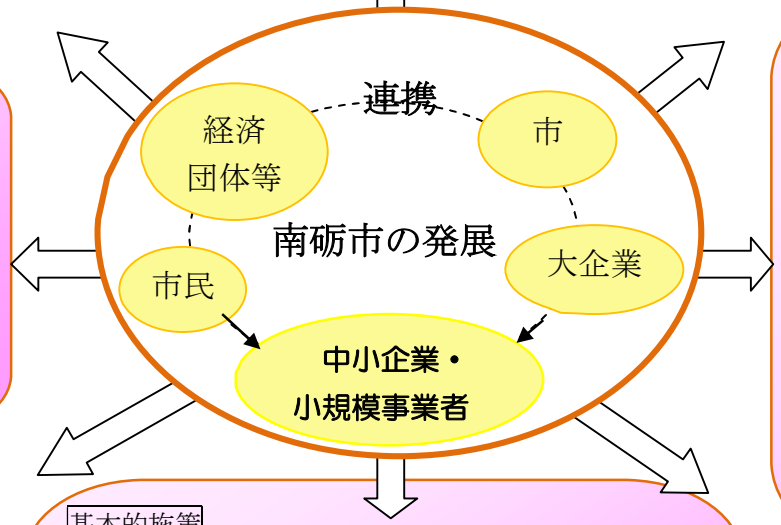

基本的施策

・女性、高齢者及び障害者を含めた雇用の促進並びに職場環境の改善への支援

・若い労働力及び人材の確保並びに育成への支援

支援事業

【新】中小企業スキルアップ支援事業補助金

（研修講座等受講費助成、上限 1 事業者 5 万円）

基本的施策

・市内商工業の活性化の推進及び農業の産業化への支援

支援事業

【新】プレミアム付き商品券発行事業

（総額２億円分の額面に２０％を付加）

【拡充】中小企業退職金共済制度加入促進補助金

（400 円/月 → 1,000 円/月）

※【拡充】企業立地奨励事業等、市民従業員雇用増に対する助成

※【新】企業の本社立地に対する奨励

※事業については実績により次年度以降に予算化

基本的施策

・創業又は新事業の創出の促進

支援事業

【拡充】起業家育成支援事業補助金

（改装費　上限 200 万円 → 300 万円）

基本的施策

・商店街等のまちづくり環境整備への支援

・地域資源、再生可能エネルギー等の活用の促進

支援事業

【新】小規模事業者後継者支援事業補助金

（店舗改装費等　上限 300 万円）

【拡充】空き店舗対策支援事業補助金

（改装費　上限 200 万円 → 300 万円）

（販売促進費　上限 40 万円）

基本的施策

・産業間、産学官連携への支援

・販路及び受注機会の拡大への支援

支援事業

【拡充】ビジネスマッチング等販路拡大支援事業補助金

（補助対象経費 1/2 → 2/3）